

## 御所市共同募金委員会助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民の皆様から御所市共同募金委員会（以下「本会」という）に寄せられた善意の募金を社会福祉法の理念に則り、地域福祉の向上に資することを目的とし、適正、公平に助成するものとする。

### (助成金)

第2条 この要綱の対象となる赤い羽根共同募金による助成金は次のとおりとする。

- (1) 一般募金地域福祉助成金
- (2) 歳末たすけあい地域福祉助成金

### (助成の対象)

第3条 助成は、御所市内において地域福祉推進のための事業と更生保護事業及びその他の社会福祉を目的とする事業（国及び地方公共団体が設置し、もしくは経営し、又はその責任に属するとみなされるものを除く。）を営む次の各号に掲げるもので、助成を受けることを希望し、地域福祉の推進に寄与し、寄付者からの理解を得られる、助成を受けるにふさわしいものを対象とする。

- (1) 御所市内に拠点を置き、福祉活動をしている団体並びに施設で、法人格の有無を問わず、規約並びに活動計画及び予算、決算を備えているもの。
- (2) 住民の福祉向上のために活動する団体並びに施設で、少なくとも1年以上の活動実績があるもの。
- (3) 共同募金運動の趣旨に理解、共感し、積極的に参画、推進するもの。

### (助成の欠格)

第4条 共同募金の助成は、次に該当する団体、施設及び事業に対しては、行わない。

- (1) 当該事業が、営利活動や政治、宗教等の手段とみなされる事業。
- (2) 病院等医療機関が実施する事業。
- (3) 行政からの受託・補助事業。ただし、行政からの補助事業については、助成を受けようとする事業の一部にのみ補助される場合は、この限りではない。
- (4) 介護保険等財源措置が制度化されている社会福祉事業。
- (5) 事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められる事業。
- (6) 構成員の互助共済を主たる目的とする事業。
- (7) 借入金の返済・負債整理の事業。
- (8) 土地の購入又は造成事業。
- (9) 助成年度以前に購入又は着工した事業。
- (10) 法令上必要な許認可を受けていないもの。

(助成年度)

第5条 助成金は、原則として募金年度の翌年度に実施する事業に対して助成する。

(助成計画等の策定)

第6条 本会審査委員会において、御所市内の地域福祉推進のために必要な事業等及び資金の必要額を適切に見積もり、助成計画及び募金目標額を策定し、奈良県共同募金会に報告する。

2 本会は、助成の具体的内容及び助成方法等について、別途助成要領等を定めて、それに基づく助成事業の募集を行う。

(助成の種別)

第7条 助成の種別は、次のとおりとする。

(1) 団体助成

御所市内の各種団体において行われる活動に対する助成

(2) 施設公募助成

御所市内の社会福祉関係施設において行われる活動に対する助成

(3) 一般公募助成

御所市内の各種ボランティア団体等において行われる活動に対する助成

(4) 学校助成

御所市内の小中学校、高校等において行われるボランティア活動に対する助成

(5) 歳末たすけあい助成

御所市社会福祉協議会において行われる各種事業に対する助成

(6) その他の助成

上記以外の活動に対する助成

2 助成の種別ごとの具体的な基準等は、別途助成要領等において定める。

(助成の申請)

第8条 共同募金の助成を希望する団体並びに施設は、別途定める助成要領ならびに助成に関する手引き等に基づき、別紙様式1により本会に申請書を提出するものとする。

(助成の決定)

第9条 共同募金は、寄付者の意見を尊重して正しく助成されなければならない。

2 助成は、審査委員会において審査する。審査委員会の運営については、別途規程を定める。

3 審査については、本要綱並びに別途定める助成要領、奈良県共同募金会が定める審査基準に基づき行うほか、必要に応じて申請事業の聞き取り調査等を行うものとする。

4 審査委員会は、第6条第1項の計画をもとに、その範囲内で助成先及び助成金額を決定する。

(助成金の交付)

第10条 助成金の交付時期は、事業完了後とする。

ただし、別紙様式2による実績報告書並びに助成金交付請求書を事業実施年度の2月末までに提出しなければならない。

(流用の禁止)

第11条 助成を受ける団体並びに施設は、助成金を指定された用途以外の用途に使用してはならない。

(使途の明示及び広報)

第12条 助成を受ける団体並びに施設は、助成事業の実施にあたって、共同募金の助成を受けた事業であることを表示、印刷物等によって使途明示するほか、広報誌、ホームページ等による広報を行わなければならない。

(募金運動への協力)

第13条 助成を受ける団体並びに施設は、その事業が共同募金の助成を受けて実施されていることを地域住民に対して周知するとともに、自ら積極的に募金運動への協力を行うものとする。

(事業執行状況の整備)

第14条 助成を受ける団体並びに施設は、助成事業に関し、経理規程等に従い会計帳簿等及び証憑書類により適正に経理を行い、事業執行状況を明確に管理しなければならない。

(助成を受ける団体並びに施設の寄付金募集の禁止)

第15条 社会福祉法第122条の規定により、助成を受ける団体並びに施設は助成を受けた後1年間は、その事業の経営に必要な資金を得るための寄付金を募集してはならない。

(助成の取消及び助成金の返還)

第16条 本会は、助成を決定した団体並びに施設、及び助成金の交付を受けた団体並びに施設が次の各号に該当した場合は、助成金の全部又は一部の決定を取消又は返還させることができる。

(1) 助成金にかかる経理が不明確である場合。

(2) 事業を中止した場合及び事業を遂行する見込みがなくなつたと認められる場合。

(3) 助成金を指定された用途以外に使用した場合。

(4) 偽りその他不正な手段によって助成の決定又は助成金を受けた場合。

(5) 審査委員会の指示に従わなかった場合。

(6) その他、法令等に抵触する等、助成を受ける団体の適格性を著しく欠く場合。

(監査)

第17条 本会において必要があると認める場合、助成事業の実施状況及びその成果に関して監査するものとする。

(奈良県共同募金会との連携)

第18条 本会は、奈良県共同募金会との相互連携を密にし、本要綱は「社会福祉法人 奈良県共同募金会 共同募金助成要綱」に準拠するものとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。